

3月1日より開始します！ 余市町出産・子育て応援給付金について

妊娠・出生の届出後、面談を通じて「余市町出産・子育て応援給付金」の申請を行うことで、妊娠届出時5万円、出産届出時5万円の支給を受けられます。



出産応援給付金（妊娠届出時）



対象者：令和4年4月1日以降に妊娠届出を行った妊婦または、令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出生した産婦（いずれも、申請時点で余市町に住民票がある方）
支給額：妊産婦1人につき5万円

【令和5年2月28日までに届出・出産をした方・・・対象者あてに案内を郵送します】

申請方法：①郵送された申請書類・アンケートを記入
②役場窓口まで提出（郵送可）

申請期限：令和5年5月31日（水）

【令和5年3月1日以降に届出をした方・・・面談後に申請案内を行います】

申請方法：①役場窓口へ妊娠届を提出
②アンケートの記入、保健師との面談（その場で面談が困難な場合は、個別に面談日程の調整・予約を行います。）
③面談後、保健師より申請書の配付と申請に関する案内
④申請書を記入し、保健師に手渡すか役場窓口へ後日提出

申請期限：妊娠中



子育て応援給付金（出生届出時）



対象者：令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方（申請時点で余市町に住民票がある方）
支給額：対象児童1人につき5万円

【令和5年2月28日までに出生した児童を養育する方・・・産婦あてに案内を郵送します】

申請方法：①郵送された申請書類・アンケートを記入
②役場窓口まで提出（郵送可）

申請期限：令和5年5月31日（水）

【令和5年3月1日以降に出生した児童を養育する方・・・面談後に申請案内を行います】

申請方法：①役場窓口へ出生届を提出
②面談（産婦・新生児（乳児）訪問）日程の調整（保健師より個別に連絡します）
③面談後、保健師より申請書の配付と申請に関する案内
④申請書を記入し、保健師に手渡すか役場窓口へ後日提出

申請期限：当該児童の生後4か月頃まで

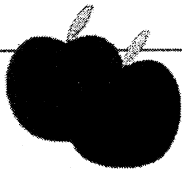
ご不明な点は下記までお問合せください。

問合せ先：〒046-8546 余市町朝日町26番地

余市町民生部子育て・健康推進課子育て推進グループ

（TEL：0135-21-2122、FAX：0135-21-2144）

裏面もご覧ください



こんなときは？（Q&A）

Q. 妊娠・出産の届出の後または面談の後、町外に引っ越した場合はどうなりますか？

A. 原則、申請時点で住民票のある市町村に申請することとなります。面談方法や申請方法などの詳細は、申請時点で住民票のある市町村にご相談ください。

Q. 里帰り出産の場合どうなりますか？

A. 申請時点で住民票のある市町村に申請することとなります。また、里帰りの場合でも、原則住民票のある市町村が面談の調整を行います。里帰り中の面談については、個別にお問合せください。

Q. DV被害などにより避難（住民票と異なる住所に居住）していますが、どうなりますか？

A. DV被害などの理由がある場合は、住民票がない市町村でも申請可能です。現にお住まいの市町村にご相談ください。

Q. 給付金はいつ受け取れますか？

A. 申請時期により異なりますが、申請後、概ね 1~2 か月後に支給することを予定しております。

Q. 給付金の受取にはどのような方法がありますか？

A. 原則、申請書に記載された指定口座への振込にて支給します。なお、出産応援給付金の場合は妊産婦本人が、子育て応援給付金の場合は出生された児童の養育者が申請・請求者となり、それぞれの申請・請求者名義の口座のご指定が必要です。

Q. 申請に必要な書類は？

A. 以下の申請書類が必要です。特に、妊娠届出の際は、妊婦名義の口座情報の写しをご持参いただくと、手続きがスムーズです。

①申請書

②本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面など））の写し

③申請・請求者名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードの写しなど）

④「妊娠中・産後の方へのアンケート」（令和 5 年 2 月 28 日までに妊娠届出をした方又は同日までに出生した児童を養育する方のみ）

Q. 流産・死産などの場合はどうなりますか？

A. 流産・死産の場合は、出産応援給付金が、出産後児童が死亡した場合は出産応援給付金に加えて子育て応援給付金の受給が可能であり、この場合、申請に先立ち必要となる面談やアンケートの提出は不要です。なお、その後においても、ご希望の方は、保健師への相談が可能ですので、個別にご相談ください。

特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

例年、各種給付金などに関連して、都道府県・市町村や厚生労働省の職員などをかたった詐欺が発生します。余市町において、「給付金の支給を行うために振込を指示すること」、「口座の暗証番号を隠したり、口座の認印を送付させたりすること」はありません。

不審な電話や郵便があった場合は、表面の問合せ先や最寄りの警察署にご連絡ください

